

制定 平成25年3月27日 原管B発第130314001号 原子力規制委員会決定

使用済燃料の処分の方法に係る確認要領（訓令）について次のように定める。

平成25年3月27日

原子力規制委員会

使用済燃料の処分の方法に係る確認要領（訓令）

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第8号に基づき原子炉設置許可申請書に記載された「使用済燃料の処分の方法」の項に『政府の確認を受ける』旨の記載がある場合、確認の手続き等は別添のとおりとする。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第120919097号）2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「使用済燃料の処分の方法」の確認について（内規）（平成16・02・23原院第4号）は、以後用いない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日より施行する。

(別添)

使用済燃料の処分の方法に係る確認要領（訓令）

1. 訓令策定の目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第2項第8号に基づき原子炉設置許可申請書に記載された「使用済燃料の処分の方法」の項に使用済燃料の再処理に関し、政府の確認を受ける旨の記載がある場合について、『政府の確認を受ける』際の事務手続きを明確化し、円滑な行政運営に資することとする。

2. 訓令に定める手続きによる確認を受ける者

実用発電用原子炉設置者（ただし、原子炉設置許可申請書本文第八項「使用済燃料の処分の方法」に『政府の確認を受ける』旨を記載している者に限る。以下「設置者」という。）。

3. 訓令の対象となる確認行為

訓令の対象となる確認行為について、確認時期及び確認対象となる契約、設備によって分類を行うと以下のようなになる。ここで、使用済燃料の貯蔵・管理についての確認を行う際には、使用済燃料貯蔵設備貯蔵容量（以下「貯蔵容量」と言う。）と燃料装荷の関係のみを確認する場合と、貯蔵容量に加えて再処理委託契約量を考慮した上で燃料装荷との関係を確認する場合が存在する（図1参照）が、どちらの場合も判断基準及び確認すべき書類は共通のものを使用することができるため、分類としては一つにまとめる。

（1）燃料装荷前に行う確認

- ①再処理委託先の確認
- ②使用済燃料の貯蔵・管理についての確認

（2）燃料搬出前に行う確認（燃料装荷前に貯蔵・管理についての確認を受けた場合に限る）

- ①再処理委託先の確認

ここでは、それぞれの分類について確認手続きを定める。

4. 燃料装荷前に再処理委託先の確認を行う場合

(1) 確認内容

政府の確認は、設置者の再処理委託先、再処理委託契約量、装荷量（既装荷量）、装荷量（装荷予定量）を確認することにより行う。

(2) 確認申請書の提出

以下のとおり設置者に対し、確認申請書を提出させることとする。

- 1) 新たに確認を受ける時は、確認に基づき最初の燃料装荷を行う予定の日の30日前までに別記様式1-1により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-1中、記載させるのは、「1. 燃料装荷前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「装荷量（既装荷量）」、「装荷量（装荷予定量）」とする。

- 2) 既に確認を受けたもののうち、再処理委託先又は再処理委託契約数量について変更が生じた時は、変更後最初に燃料装荷を行う予定の日の30日前までに別記様式1-2により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-2中、記載させるのは、「1. 燃料装荷前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「装荷量（既装荷量）」、「装荷量（装荷予定量）」とする。

(3) 確認を行う燃料の範囲

再処理委託先を確認する燃料の範囲は、以下の式に示す「装荷予定量」とする。確認申請書に基づき「装荷予定量」の燃料について、再処理委託先を確認することとする。

「(当該事業者の再処理委託契約量) - (既装荷量) = (装荷予定量)」

(4) 判断基準及び確認すべき書類

- 1) 国内再処理事業者へ再処理を委託する場合には、
 - イ. 原子炉等規制法に規定される我が国の再処理事業者であることを、委託契約書等により確認する。
- 2) 海外再処理事業者へ再処理を委託する場合には、
 - イ. 我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者であることを、委託契約書等及び当該国との協定

書により確認する。

ロ. 使用済燃料の再処理にあたり、契約再処理事業者以外の事業者に再委託されることがないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、契約先の「再処理工場で再処理事業者により再処理される」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。

ハ. 使用済燃料を再処理委託先に輸送する際には、保障措置をとることが不可能な者を経由しないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、輸送事業者が使用済燃料を「再処理工場において当該再処理業者へ引き渡す」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。

3) 装荷予定量が、0を下回らないことを確認申請書により確認する。

5. 燃料装荷前に使用済燃料の貯蔵・管理についての確認を行う場合

(1) 確認内容

政府の確認は、設置者の再処理委託先、再処理委託契約量、貯蔵容量、装荷量（既装荷量）、装荷量（装荷予定量）を確認することにより行う。ただし、確認の内容として再処理委託先及び再処理委託契約量が含まれない場合は、これらの項目を除いて確認を行う。

(2) 確認申請書の提出

以下のとおり設置者に対し、確認申請書を提出させることとする。

1) 新たに確認を受ける時は、確認に基づき最初の燃料装荷を行う予定の日の30日前までに別記様式1-1により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-1中、記載させるのは、「1. 燃料装荷前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「貯蔵容量」、「装荷量（既装荷量）」、「装荷量（装荷予定量）」とする。ただし、装荷前に再処理委託先及び再処理委託契約量の確認を受けない場合は、「委託先」、「契約量」は空欄とさせる。

2) 既に確認を受けたもののうち、再処理委託先、再処理委託契約数量又は貯蔵容量について変更が生じた時は、変更後最初に燃料装荷を行う予定の日の30日前までに別記様式1-2により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-2中、記載させるのは、「1. 燃料装荷前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「貯蔵容量」、「装荷量（既装荷量）」、「装荷量（装荷予定量）」とする。ただし、装荷前に再処理委託先及び再処理委託契約量の確認を受けない場合は、「委託先」、「契約量」は空欄とさせる。

(3) 確認を行う燃料の範囲

貯蔵・管理を確認する燃料の範囲は、以下の式に示す「装荷予定量」とする。確認申請書に基づき「装荷予定量」の燃料について、貯蔵・管理を確認することとする。

ただし、契約量欄が空欄の場合、再処理委託契約量は0とする。

「（当該事業者の再処理委託契約量）＋（貯蔵容量）－（既装荷量）＝（装荷予定量）」

(4) 判断基準及び確認すべき書類（委託先欄が空欄の場合は3)のみを確認する）

- 1) 国内再処理事業者へ再処理を委託する場合には、
 - イ. 原子炉等規制法に規定される我が国の再処理事業者であることを、委託契約書等により確認する。
- 2) 海外再処理事業者へ再処理を委託する場合には、
 - イ. 我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者であることを、委託契約書等及び当該国との協定書により確認する。
 - ロ. 使用済燃料の再処理にあたり、契約再処理事業者以外の事業者に再委託されることがないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、契約先の「再処理工場で再処理事業者により再処理される」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。
 - ハ. 使用済燃料を再処理委託先に輸送する際には、保障措置をとることが不可能な者を經由しないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、輸送事業者が使用済燃料を「再処理工場において当該再処理業者へ引き渡す」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。

3) 装荷予定量が、0を下回らないことを確認申請書により確認する。

6. 燃料搬出前に再処理委託先の確認を行う場合

(1) 確認内容

政府の確認は、設置者の再処理委託先、再処理委託契約量、搬出量（既搬出量）、搬出量（搬出予定量）を確認することにより行う。

(2) 確認申請書の提出

以下のとおり設置者に対し、確認申請書を提出させることとする。

1) 新たに確認を受ける時は、確認に基づき最初の燃料搬出を行う予定の日の30日前までに別記様式1-1により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-1中、記載させるのは、「2. 燃料搬出前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「搬出量（既搬出量）」、「搬出量（搬出予定量）」とする。

2) 既に確認を受けたもののうち、再処理委託先、再処理委託契約数量について変更が生じた時は、変更後最初に燃料搬出を行う予定の日の30日前までに別記様式1-2により確認申請書を提出させる。

なお、別記様式1-2中、記載させるのは、「2. 燃料搬出前の確認」中の「原子炉施設名」、「委託先」、「契約量」、「搬出量（既搬出量）」、「搬出量（搬出予定量）」とする。

(3) 確認を行う燃料の範囲

再処理委託先を確認する燃料の範囲は、以下の式に示す「搬出予定量」とする。確認申請書に基づき「搬出予定量」の燃料について、再処理委託先を確認することとする。

「（当該事業者の再処理委託契約量）－（既搬出量）＝（搬出予定量）」

(4) 判断基準及び確認すべき書類

1) 国内再処理事業者へ再処理を委託する場合には、

イ. 原子炉等規制法に規定される我が国の再処理事業者であることを、委託契約書等により確認する。

2) 海外再処理事業者へ再処理を委託する場合には、

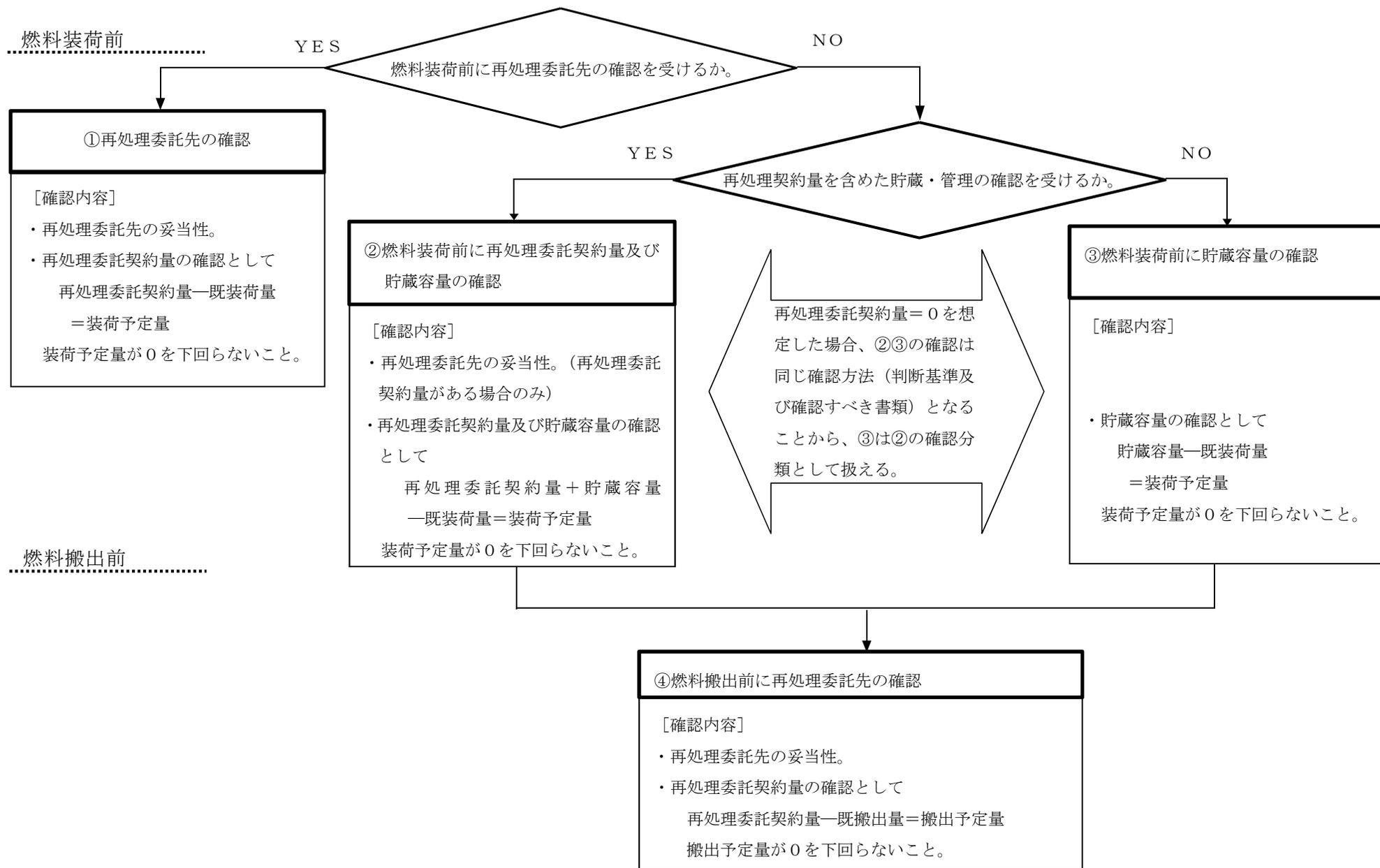
- イ. 我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者であることを、委託契約書等及び当該国との協定書により確認する。
 - ロ. 使用済燃料の再処理にあたり、契約再処理事業者以外の事業者に再委託されることがないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、契約先の「再処理工場で再処理事業者により再処理される」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。
 - ハ. 使用済燃料を再処理委託先に輸送する際には、保障措置をとることが不可能な者を経由しないことを、委託契約書等により確認する。具体的には、輸送事業者が使用済燃料を「再処理工場において当該再処理業者へ引き渡す」等の委託契約書等の記載をもって確認することとする。
- 3) 搬出予定量が、0を下回らないことを確認申請書により確認する。

7. 確認書の交付

確認申請内容が、各項目で定めた「確認内容及び判断基準」に照らして妥当であると判断した場合には、別記様式2に従い確認書を交付する。

以上

図1：「使用済燃料の処分の方法」に係る確認手続きフローについて



(別記様式 1 - 1)

番 号
年月日

原子力規制委員会宛て

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の「使用済燃料の処分の方法」に係る確認について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条の規定に基づく当社〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の原子炉設置許可申請書本文第八項「使用済燃料の処分の方法」の記載に従い、下記のとおり使用済燃料再処理処分の委託先について確認を申請します。

記

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の燃料装荷前の確認は別紙の 1. のとおり。

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の燃料搬出前の確認は別紙の 2. のとおり。

(別紙)

1. 燃料装荷前の確認

(単位：照射前トンHM)

原子炉施設名	委託先	契約量	貯蔵容量	装荷量	
				既装荷量	装荷予定量
合 計					
備 考					

ただし、各炉とも通常運転中、1炉心以上貯蔵裕度を確保する。

注1：必要な欄のみ記入すること。

- ・再処理委託先の確認：原子炉施設名、委託先、契約量、装荷量
- ・使用済燃料の貯蔵・管理についての確認：原子炉施設名、委託先、契約量、貯蔵容量、装荷量
(ただし、委託先、契約量は空欄とすることもできる)

2：装荷前の確認を行わない場合は、備考欄にその旨を記載し、その他の欄は記載しないこと。

3：契約量には、照射前トンU及び照射前トンHM換算を記載すること。

4：貯蔵設備が共用化されている場合には、備考欄に説明を記載すること。

5：委託先に係る確認を申請する際には、委託契約書等の写しを添付すること。

なお、委託契約書等の写しは契約を前提とした案でもよいが、案が変更された場合は確認は無効とする。

6：委託先に係る確認を申請する際には、再処理事業者としての委託先の概要を説明する資料を添付すること。

2. 燃料搬出前の確認

(単位：照射前トンHM)

原子炉施設名	委託先	契約量	搬出量	
			既搬出量	搬出予定量
合 計				
備 考				

注1：搬出前の確認を受けるのは、貯蔵・管理について確認を受けた場合のみである。

2：搬出前の確認を行わない場合は、備考欄にその旨を記載し、その他の欄は記載しないこと。

3：契約量には、照射前トンU及び照射前トンHM換算を記載すること。

4：搬出前の確認を受ける際には、委託契約書等の写しを添付すること。

ただし、1. 装荷前の確認で添付した場合は除く。

なお、委託契約書等の写しは契約を前提とした案でもよいが、案が変更された場合は確認は無効とする。

5：搬出前の確認を受ける際には、再処理事業者としての委託先の概要を説明する資料を添付すること。

ただし、1. 装荷前の確認で添付した場合は除く。

(別記様式 1 - 2)

番 号
年月日

原子力規制委員会宛て

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の「使用済燃料の処分の方法」に係る変更確認について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条の規定に基づく当社〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の原子炉設置許可申請書本文第八項「使用済燃料の処分の方法」の記載に従い、(前回の確認書の年月日) 付け (前回の確認書の番号) をもって使用済燃料再処理処分の委託先について確認を受けておりますが、確認内容について下記のとおり変更いたしたく、それに伴い変更の確認を申請します。

記

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の燃料装荷前の確認は別紙の 1. のとおり。

〇〇発電所 (及び〇〇発電所) の燃料搬出前の確認は別紙の 2. のとおり。

なお、変更点は以下のとおり。

(変更点について具体的に記載すること。)

(別紙)

1. 燃料装荷前の確認

(単位：照射前トンHM)

原子炉施設名	委託先	契約量	貯蔵容量	装荷量	
				既装荷量	装荷予定量
合 計					
備 考					

ただし、各炉とも通常運転中、1炉心以上貯蔵裕度を確保する。

注1：必要な欄のみ記入すること。

- ・再処理委託先の確認：原子炉施設名、委託先、契約量、装荷量
- ・使用済燃料の貯蔵・管理についての確認：原子炉施設名、委託先、契約量、貯蔵容量、装荷量
(ただし、委託先、契約量は空欄とすることもできる)

2：装荷前の確認を行わない場合は、備考欄にその旨を記載し、その他の欄は記載しないこと。

3：契約量には、照射前トンU及び照射前トンHM換算を記載すること。

4：貯蔵設備が共用化されている場合には、備考欄に説明を記載すること。

5：委託先に係る確認を申請する際には、委託契約書等の写しを添付すること。

なお、委託契約書等の写しは契約を前提とした案でもよいが、案が変更された場合は確認は無効とする。

6：委託先に係る確認を申請する際には、再処理事業者としての委託先の概要を説明する資料を添付すること。

2. 燃料搬出前の確認

(単位：照射前トンHM)

原子炉施設名	委託先	契約量	搬出量	
			既搬出量	搬出予定量
合 計				
備 考				

注1：搬出前の確認を受けるのは、貯蔵・管理について確認を受けた場合のみである。

2：搬出前の確認を行わない場合は、備考欄にその旨を記載し、その他の欄は記載しないこと。

3：契約量には、照射前トンU及び照射前トンHM換算を記載すること。

4：搬出前の確認を受ける際には、委託契約書等の写しを添付すること。

ただし、1. 装荷前の確認で添付した場合は除く。

なお、委託契約書等の写しは契約を前提とした案でもよいが、案が変更された場合は確認は無効とする。

5：搬出前の確認を受ける際には、再処理事業者としての委託先の概要を説明する資料を添付すること。

ただし、1. 装荷前の確認で添付した場合は除く。

(別記様式2)

番 号
年月日

氏名（名称及び代表者の氏名）宛て

原子力規制委員会

〇〇発電所（及び〇〇発電所）の「使用済燃料の処分の方法」に係る確認について

（年月日）付け（番号）をもって申請のあった上記の件については、確認したので通知する。